●資料提供サイト管理者による注

本上告理由書のサイト収録にあたって、代理人弁護士名一覧を 省略しました。

このため、1ページの下部が空白となり、2ページが欠番となっています。

上 告 理 由 書

平成19年1月31日

最 高 裁 判 所 御中

上告人吹田市, 同守口市指定代理人

第	1	章	•	事第	₹0,	概要	等	5															-5
第	1		事	案0)根	要																	-5
第	2		上	告理	里庄	の慣	子																-5
第	3		原	判決	논	(上世	人	敗	訴部分	分)	の半	明斯(の骨	子									7
第	2	章	•	上台	手理	由	-																-9
第	1		自	己怜	青幸	艮コン	/	, _□	ール	をが	憲法	去上1	保障	され	てい	る	プラ	イノ	(シ-	-権の	の重	要な	内
		容		なっ	5 C	ている	5 Ł	:解	した.	上で	, į	自己	情報	コン	トロ	ı — ,	ル権	が信	E基>	ネッ	トに	よる	本
		人	、確	認忖	青幸	見の禾	リ 角	月の	差止詞	清求	の村	艮拠	とな	り得	ると	:解	した	原半	り決り	の誤	b		-9
	1		自	己作	青幸	艮コン	/	· 🗆	ール	権は	差』	上請:	求の	根拠	たり) 得	る実	体法	ま上の	の権	削と	は認	め
		Š	れ	ない	ハこ	ع <u>-</u>	-				:-												-9
	2		プ	゚゚゚ヺ゙゙゙	イ /	ベシー	- 13	Ì,	それの	のみ	で意	差止:	請求	の根	拠と	: な	るよ	うれ	非	也的	権利	とし	て
		硝	ĒΔ	ささ	h٦	ていれ	ኔ የ	、こ	٤														-13
	3	;	本	人	准部	忍情幸	银化	Ì,	自己	情報	きコン	ント	ㅁㅡ	·ル楮	を の 保	そ 護	の対	象	とは	なら	ない	こと	•
																							-14
		(1)	本	人石	准認忖	青幸	役の	意義,	,稂	遊産の	の必	要性	等									-14
		(2)	秘	菱の	の必要	要化	生の	程度	は社	t会i	通念	に照	l5 l	て半	判断	され	る~	ささ	こと			-16
		(3)	変	更怕	青報に	は身	身分	関係	の婆	を動き	等を	端的)に指	生知 さ	させ	る情	報	では	ない	こと	-	-16
		(4)	小	括																		-17
	4	Ļ	月	、括			. 																-17
第	; 2	2	伯	E基.	ネ :	ットの	の道	軍用	を拒	否し	てし	いる	被上	告儿	161	こ住	基ネ	・ッ	トを	運用	する	こと	: が
-		綅	医注	± 1	3 ક	条にi	車 D	豆す	ると	した	上原	判決	の融	₹Ŋ									-17
	1	L	伯	と基	ネ	ットロ	の#	既要	į														-17
	2	2	伯	と基	ネ	ットf	制度	度に	は個	人情	青報化	保護	対策	その点	えでき	無視	でき	なり	ハ欠	陥が	ある	とし	ノた
		厚	乳半	引決	の	誤り	•																- 18
		(1)	住	基	法中	のス	本人	、確認	情幸	最の作	保護	規定	 きと彳	亍 政村	幾関	個人	情	報保	護法	の制	順度 超	函旨
			k	こ関	す	る原	判	央の	誤り	-													18

	ア	原判決の判示		18
	イ	原判決の誤り		18
	(2) 1	亍政機関全体が保	R有する多くの部分の重要な個人情報が集積され,	利用さ
	れる	る可能性について		19
	ア	原判決の判示	·	19
	ィ	原判決の誤り	•••••	20
	(3)	目的外利用を監視	見する第三者機関が置かれていないことが制度の	不備であ
	る	とする原判決の認	具り	21
	ア	原判決の判示		21
	イ	原判決の誤り		21
	(4)	住民が本人確認情	青報の利用状況を把握することが困難になってい	るとする
	原	判決の誤り		23
	ア	原判決の判示		23
	イ	原判決の誤り		23
	(5)	本人確認情報の目	民間利用禁止の実効性を疑問視する原判決の誤り	24
	ァ	原判決の判示		24
	イ	原判決の誤り		25
	(6)	平成15年に明る	るみに出た自衛官の募集に関する事案に関する原	判決の判
	示	(原判決82ペー	-ジ18行目ないし83ページ11行目)につい	て26
	(7)	住民票コードを月	用いた名寄せの危険性に関する原判決の誤り	26
	ア	原判決の判示		26
	イ	原判決の誤り		26
3	3 小	括		28
第3	3 結	強		29

上告人吹田市及び守口市(以下「上告人各市」という。)は,以下のとおり上告の理由を明らかにする。

なお、略語等は、本文中に特に記載するもののほかは、別紙略語一覧のとおりで ある。

第1章 事案の概要等

第1 事案の概要

- 1 本件は、被上告人らが、それぞれ居住する上告人各市に対し、平成11年法律第133号による改正後の住民基本台帳法(以下「改正法」という。)に基づいて設置された住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。概要は後記第2章第2記載のとおり。)により、プライバシーの権利等の人格権を違法に侵害され、精神的損害を被ったと主張して、国賠法1条1項に基づく損害賠償(慰謝料)を請求する事案である。被上告人らは、控訴審において、上記権利に基づく妨害排除請求(侵害状態の除去請求)として住民基本台帳からの自己の住民票コードの削除を求める請求(以下「削除請求」という。)を、上記権利に基づく妨害予防請求として住基ネットを使用して自己の本人確認情報を大阪府知事に通知することの差止請求を、それぞれ追加した。
- 2 原判決は、被上告人らの国賠法1条1項に基づく損害賠償請求及び本人確認情報を大阪府知事に通知することの差止請求を棄却したが、住基ネット制度には個人情報保護対策の点で無視できない欠陥があり、明示的に住基ネットの運用を拒否している被上告人らについて住基ネットを運用する(改正法を適用する)ことは、被上告人らに保障されているプライバシー権(自己情報コントロール権)を侵害するものであり、憲法13条に違反するものといわざるを得ないとして、被上告人らの住民票コードの削除請求を認容した。

第2 上告理由の骨子

1 いわゆる「自己情報コントロール権」は、実定法上の根拠を欠く上、その実質的な内容、範囲、法的性格については、現在も様々な見解があり、いまだ権利としての成熟性が認められず、そもそも実体法上の権利とは認められない。

したがって、自己情報コントロール権、すなわち自己のプライバシー情報の 取扱いについて自己決定する利益が憲法上保障されているプライバシー権の重 要な内容になっていると解した上で、自己情報コントロール権が住基ネットに よる本人確認情報の利用の差止請求の根拠となり得ると解した原判決には、憲 法の解釈の誤りがある(第2章の第1)。

2 住基法や関係法令は、目的範囲内の利用等に当たらない本人確認情報を利用したデータマッチングや名寄せを絶対的に禁止するとともに、これに違反した場合には懲戒処分や罰則を科するなどの制度的な保障をしている。また、住基ネットの制度上の仕組みに照らしても、法の許容しない上記データマッチングが行われる具体的危険は皆無であるし、住基カードの利用が住民票コードによるデータマッチングをもたらすものでもない。この点につき、長谷部恭男東京大学大学院教授(以下「長谷部教授」という。)は、住基ネットにおいては、データマッチングやネットワークへの侵入により個々の住民のプライバシーが侵害される具体的危険があるとは言い難いから、住基ネットを差止める理由がない旨述べており(乙第40号証(以下「長谷部意見書」という。)参照)、また、OECDの情報セキュリティ・プライバシー・ワーキング・パーティの副議長を務めている堀部政男中央大学大学院教授(以下「堀部教授」という。)も、住基ネットを規定する住民基本台帳法は国際的なスタンダードであるOECD8原則に沿った個人情報措置を講じている旨述べているところである(乙第41号証(以下「堀部意見書」という。)参照)。

したがって、住基ネット制度には個人情報保護対策の点で無視できない欠陥 があり、明示的に住基ネットの運用を拒否している被上告人らについて住基ネットを運用する(改正法を適用する)ことは、被上告人らに保障されているプ ライバシー権の内容を成す自己情報コントロール権を侵害するものであり、憲法13条に違反するとした原判決には、憲法の解釈の誤りがある(第2章の第2)。

第3 原判決(上告人敗訴部分)の判断の骨子

- 1 他人からみだりに自己の私的な事柄についての情報を取得されたり、他人に自己の私的な事柄をみだりに第三者に公表されたり利用されたりしない私生活上の自由としてのプライバシーの権利は、いわゆる人格権の一内容として憲法13条によって保障されている。また、自己のプライバシー情報の取扱いについて自己決定する利益(自己情報コントロール権)は、憲法上保障されているプライバシーの権利の重要な一内容になっている(原判決46ページ7行目ないし47ページ5行目)。
- 2 住基ネットの対象となる本人確認情報(「氏名」,「生年月日」,「男女の別」, 「住所」,「住民票コード」及び「変更情報」)は、いずれもプライバシーに係 る情報として、法的保護の対象となり、自己情報コントロール権の対象となる。 本人確認情報の漏洩や目的外利用などによる、住民のプライバシーないし私生 活上の平穏が侵害される具体的危険がある場合には、自己情報コントロール権 を侵害することになり、住基ネットによる当該本人確認情報の利用の差止めを すべき場合も生じる(原判決47ページ4行目ないし50ページ22行目)。
- 3 行政機関個人情報保護法は、保有個人情報を保有を開始した利用目的を変更して保有することができることを許容している(同法3条3項)。この利用目的の変更は一種の目的外利用といえるが、その変更された目的による利用や提供については、同法8条3項のような規定は置かれていないから、住基法30条の34の違反にはならない。そして、上記利用目的変更の適切な運用が厳格になされる制度的な担保は存在しないといわざるを得ず、住基法の利用目的明示の原則(同法4条)が形骸化する危険性は高い(原判決78ページ17行目

ないし79ページ20行目)。

- 4 平成15年4月23日に、防衛庁長官が防衛庁の適齢者情報収集問題についての内部調査の結果を衆議院個人情報保護特別委員会において公表したことが新聞で報道された。これによると、自衛官募集に関する適齢者情報を提供していた市町村が794あり、このうち住民基本台帳で閲覧が認められている4情報以外も提供した市町村が332市町村あったことが明らかにされたが、このような個人情報の収集や取扱いが行われていたことは、住基ネットの本人確認情報を利用して当該本人に対する個人情報が際限なく集積・結合されて、それが利用されていく危険性が具体的に存在することを窺わせるものといえる(原判決82ページ18行目ないし83ページ11行目)。
 - 5 3及び4のような点を考慮すれば、住基ネット制度には個人情報保護対策の 点で無視できない欠陥があるといわざるを得ず、行政機関において、住民個々 人の個人情報が住民票コードを付されて集積され、それがデータマッチングや 名寄せされ、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない時に 予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険が相当あるものと認め られ、その危険は、抽象的な域を超えて具体的な域に達しているものと評価す ることができ、住基ネットの運用により、住民票コードをもって行政機関に保 有されている多くの個人情報がデータマッチングや名寄せされて利用される具 体的危険がある状態は、住基ネットを利用する住民の人格的自律を著しく脅か す危険をもたらしている。

そうであれば、明示的に住基ネットの運用を拒否している被上告人らについて住基ネットを運用する(改正法を適用する)ことは、被上告人らに保障されているプライバシー権の内容を成す自己情報コントロール権を侵害するものであり、憲法13条に違反する無効のものといわざるを得ない(原判決84ページ2行目ないし85ページ10行目)。

6 住基ネットの運用による被上告人らの権利侵害の状態は、主として住基ネッ

ト制度自体の欠陥に原因するものと認められる上、被上告人らの人格的自律を 脅かす程度も相当大きいと評価できるものであることを考慮すれば、それが続く場合には同人らに回復し難い損害をもたらす危険がある。そして、被上告人らについての個人情報のデータマッチングや名寄せの危険による権利侵害状態 の排除は、住民票コードの削除によって最も実効性があるといえるから、被上告人らの差止め請求のうち、同人ら各自の住民票コードの削除の請求を認容すべきである(原判決86ページ6行目ないし87ページ20行目)。

第2章 上告理由

- 第1 自己情報コントロール権が憲法上保障されているプライバシー権の重要な内容になっていると解した上で、自己情報コントロール権が住基ネットによる本人確認情報の利用の差止請求の根拠となり得ると解した原判決の誤り
 - 1 自己情報コントロール権は差止請求の根拠たり得る実体法上の権利とは認め られないこと

以下に述べるとおり、自己情報コントロール権は、実定法上の根拠がない上、その実質的な内容、範囲、法的性格についても様々な見解があり、権利としての成熟性が認められないものであるから、そもそも実体法上の権利とは認められないし、少なくとも差止請求の根拠となり得るような排他性を備えたものとも認められない。

(1) 自己情報コントロール権を実体法上の権利として定めた法文は存在しない。 先ごろ成立した行政機関個人情報保護法は、開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権を明文で定めており(同法12条,27条及び36条),これらの権利は、その内容において、原判決の判示する自己情報コントロール権と共通するものを含んでいる。しかし、これらの規定は、実体法上既に存在する自己情報コントロール権を確認的に定めたものではない。このことは、同法の法案に対する国会審議において、政府側から、自己情報コントロール 権については、その内容、範囲、法的性格に関し、様々な見解があり、明確な概念として確立していないことや、表現の自由等との調整原理も明らかでないことから、法案に明記することは適切ではないとの答弁がされたことからも明らかである(平成15年4月8日衆議院会議録21号5ページ・乙第39号証)。その上、同法については、「『プライバシー権』について、判例から一義的な法概念を見いだすことは困難であ」り、「自己情報コントロール権」についても「論者によって様々な考え方がみられる」として、同「法は『プライバシー権』や『自己情報コントロール権』という文言を用いず、あくまで個人情報の取扱いに伴い生ずるおそれのある個人の人格的、財産的な権利利益に対する侵害を未然に防止することを目的として、個人情報の取扱いに関する規律と本人関与の仕組みを具体的に規定するものである」と解説されている(総務省行政管理局監修「行政機関等個人情報保護法の解説」12ページ)。

(2) 自己情報コントロール権を肯定する見解に対しては、名誉とプライバシーの双方を包括して保護の対象とすることにより、その区別をあいまいにしてしまい、その結果、真実性の抗弁の妥当範囲等についての的確な説明が困難になるとの批判もある(阪本昌成「『人格権』に基づく自己情報の訂正請求権」ジュリスト829号49、50ページ)。また、阪本教授は、「ところが、この『自己情報コントロウル権説』は、個人情報の保護法益の実体を明らかにできなかった。おそらく、それへの解答は『自己情報をコントロウルすることが、人格的利益としての自律性の一部である』ことに求められるであろう。ところが、『自律性』は、伝統的なプライバシー概念の配慮するところであり、『自己情報コントロウル』に特有のものではなく、解答に窮することになる。そればかりでなく、『自己情報コントロウル権説』には、『情報』、『コントロウル』の意味の曖昧さが残された。『自己情報コントロウル権』が憲法13条の幸福追求権(人格的利益の総体)の1つであるとさ

れるためには、第1に、一定の自己『情報』の範囲がある程度明確であること、第2に、管理(支配)可能性があること、第3に、その管理利益が『人格』と関連していること、という条件が必要であろう。この条件を満たさない限り、『自己情報コントロウル権』は、実定憲法上の権利であるというよりも、法定立のさいの指針として提唱されていると評価せざるを得ない。』と指摘されている(阪本昌成「プライバシーと自己決定の自由」樋口陽一編・講座憲法学3、235ページ)。

自己情報コントロール権を肯定する見解においても、例えば佐藤幸治教授は、高度にセンシティヴな個人的かつ私的な情報(固有情報)とセンシティヴ性の低い情報(外延情報)とを区別し、保障の程度に相違があることを示唆しようと試みているとされるが(芦部信喜「憲法学II人権総論」380ページ)、この試みに対しては、固有情報と外延情報の区別は必ずしも明確でないなどの批判がある(松井茂記「プライヴァシーの権利について」法律のひろば41巻3号27ページ)。また、長谷部教授も、自己情報コントロール権の性格付けの内容及びその含意については慎重な検討が必要であるとし、「自己情報コントロール権として把握されるプライバシーには本質的な限界がある」と述べているところである(長谷部意見書1、2ページ)。

そして、自己情報コントロール権を肯定する見解が、個人情報の開示請求権・訂正請求権といった請求権的内容を認める点については、そもそも憲法 13条の文言解釈を逸脱するものではないかとの疑問がある上、このような 内容の請求権をプライバシーの権利に包括することは民事法上極めて困難で あるとされており、開示請求権・訂正請求権をプライバシー権に含める見解 においても、具体的権利性は否定するのが通例である。

(3) 以上のとおり、自己情報コントロール権を肯定する見解には問題点が少なくなく、自己情報コントロール権の概念はいまだ不明確であり、行政機関個人情報保護法の立法担当者もこのような理解から「自己情報コントロール」

権という文言を法文に使用しなかったのであるから、自己情報コントロール権を現行法秩序の中で、差止請求の根拠となり得るような排他性を備えた実体法上の権利とすることは相当でない。原判決は、自己情報の取扱いを自己決定する利益を自己情報コントロール権と定義付けているが(原判決47ページ2及び3行目)、原判決がいう「自己決定」が具体的に何を意味するのか、その内容、範囲は極めて漠としており、法的性格も明確にされておらず、このようなあいまいな定義付け、概念によって自己情報コントロール権が憲法により保障された具体的権利であるとする点は相当でない。

プライバシーの法的保護の内容は、飽くまでも「みだりに私生活(私的生活領域)へ侵入されたり、他人に知られたくない私生活上の事実又は情報を公開されたりしない」利益として把握されるべきであって、プライバシーに属する情報をコントロールすることを内容とする権利とは認められない。

(4) なお、原判決は、自己情報コントロール権がプライバシーの権利の重要な一内容であるとした上で、「プライバシーに属する情報といっても、その中には、思想、信条、宗教などといった、人の人格的自律ないし評価に直接関わり、一般に秘匿の要請が高度な情報(固有情報)もあれば、そうでないもの(外延情報)もあり、特に後者に属する情報の内容や秘匿性の程度については明らかでないところがあるが、それは今後の具体的な事例の積み重ねによって自ずと明らかになっていくものであり、現在それが明確になっていないからといって、自己情報コントロール権自体を認めるべきではないとは解されない。」などと判示する(原判決47ページ6行目ないし13行目)。

しかし、自己情報コントロール権は、実定法上の権利とはいえない上、保 護されるべき権利・利益の内容やその外延も不明確であり、その内容や秘匿 性の程度が不明確であることは原判決も認めているところであって、権利と して保護される適格や成熟性を欠く以上、少なくとも、これを根拠とする差 止請求権は認められるべきではない。 2 プライバシーは、それのみで差止請求の根拠となるような排他的権利として 確立されていないこと

自己情報コントロール権は、プライバシーの権利の内容を成すものではなく、 差止請求の根拠たり得ない以上、被上告人らの請求は理由がない。なお、念の ためプライバシーの権利自体もそれのみでは差止請求権の根拠となるような排 他性を有する人格権として確立されていないことを説明する。

(1) プライバシーについて判示した最高裁判所の判決としては、最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決(刑集23巻12号1625ページ)、最高裁判所平成元年4月13日第一小法廷判決(金融商事判例845号43ページ)、最高裁判所平成7年12月15日第三小法廷判決(刑集49巻10号842ページ)、最高裁判所平成9年11月17日第一小法廷判決(刑集51巻10号855ページ)などがあるが、これらの一連の判決は、個人のプライバシーに係る利益が憲法13条に規定された幸福追求権によって基礎付けられる法的保護に値する人格的利益であり、憲法13条により尊重されるべきものとしているものの、プライバシーが明確な内容をもった権利として憲法上保障されているとまでは判示していない。

また、最高裁判所平成14年9月24日第三小法廷判決(最高裁判所裁判 集民事207号243ページ、判例時報1802号60ページ)は、プライ バシーにわたる事項を表現内容に含む小説の出版等の差止請求を認容した原 審判決を維持したものであるが、同判決は、「名誉とともにプライバシー等 が侵害されたときには、名誉権及びプライバシーの利益等を併せて出版の差 止めが認められる場合があることを明らかにしたもの」にすぎず、プライバ シーの権利のみを根拠とする差止請求が可能である旨を判示したものではな い(判例時報1802号61ページのコメント)し、最高裁判所平成15年 9月12日第二小法廷判決(民集57巻8号973ページ。以下「平成15 年最高裁判決」という。)は、学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号並 びに当該学生が講演会の参加申込者であるという個人情報について,プライバシーに係る情報として,法的保護の対象になると判示したが,同判決は,プライバシーが憲法13条によって保障された権利であるかどうかについての判断を示したものではない。

- (2) 以上のとおり、プライバシーは、その概念自体がいまだ不明確であり、統一的な理解が得られていないものであり、これを名誉権などと同様にそれのみで排他性を有する人格権であるとして、差止請求をすることができるような権利としては確立されていない(竹田稔・プライバシー侵害と民事責任(増補改訂版) 226ページ)。
- 3 本人確認情報は、自己情報コントロール権の保護の対象とはならないこと
 - (1) 本人確認情報の意義、秘匿の必要性等
 - ア そもそも、4情報は、個人を識別するための単純な情報にすぎないものであり、住基法11条、12条の規定に基づき、閲覧等を求めることができるものである。また、住民票コードは、住民票に記載された11桁の数字であり、変更情報とは4情報が変更された旨の情報であって、これらの情報は、いずれもおよそ個人の人格的自律などにかかわらない客観的・外形的事項に関するものにすぎず、ましてや思想、信条など個人の道徳的自律に関係したり、人格権の内容を成すものでもない。

そして、前掲平成15年最髙裁判決は、氏名・住所・電話番号等の情報は、「早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも髙いものではない」ことを明言しており、この判示部分で明らかにされた法理は、本人確認を可能とするための4情報等についても異なるものではないというべきである。長谷部教授もこれと同旨の意見を述べている(長谷部意見書4ページ)。

イ この点について、原判決は、本人確認情報が、いずれもプライバシーに 係る情報として、法的保護の対象となると判断した根拠として、平成15 年最髙裁判決を参照すべきであると判示する(原判決50ページ1及び2 行目)。

しかし、平成15年最高裁判決は、「氏名、学籍番号、住所及び電話番号」といった「単純な情報」それ自体について、プライバシーに係る情報としての法的保護の対象とすべき旨を判示したものではないことは、アで説明したとおりである。そして、平成15年最高裁判決は、講演会の参加申込者であるという、公開することが当然視できない情報が、氏名等のこれらの「単純な情報」と結びつくことによって、誰が講演会に参加したかが明らかになることから、この情報全体について、プライバシーに係る情報としての法的保護の対象となることを認めたものである(杉原則彦・最高裁判所判例解説・法曹時報56巻11号2784、2785ページ)。したがって、平成15年最高裁判決の判示するところによっても本人確認情報自体を独立にプライバシーに係る情報としての法的保護の対象となると解することはできないというべきである。

ウ なお、住民基本台帳の閲覧制度等は住基ネットの導入以前から存在する、住基ネットとは別の制度である。住民基本台帳の閲覧制度等の在り方については、平成17年5月から総務省の検討会において検討が行われ、同年10月に同検討会の報告書が総務大臣に提出されたところであるが(なお、その後、平成18年3月、住民基本台帳の一部を改正する法律案が、第164回国会に提出され、同年6月に可決・成立したところである。)、これは、閲覧制度がダイレクトメール等の民間の営業活動で利用されていることが、住基法1条の目的に照らして広すぎるのではないかという観点から検討されたものであり、その利用が行政目的に限定されている住基ネットとは何ら関係がない。このことは、閲覧制度の見直しに関する全国連合戸籍事務協議会の要望書の中で、むしろ厳しい個人情報保護措置があり、かつ目的が明確な住基ネットに比較して、閲覧制度の利用目的

が広すぎるのではないか、との趣旨の指摘がされていることからも明らかである。また、検討会の報告書においても、公証制度としての閲覧制度や住民票の写しの交付制度の意義を再確認した上で、閲覧制度につき、法の目的に即して閲覧できる主体と目的を限定するとともに、審査手続等についても整備するなど個人情報保護に十分留意した新たな制度として構築すべきことが述べられているのである。

- (2) 秘匿の必要性の程度は社会通念に照らして判断されるべきこと
 - 個人識別情報など類型的な情報がプライバシーとして保護されるかどうかを検討する際には、個別の事情を勘案するべきではなく、社会通念に従った類型的判断がされるべきである。そして、確かに個人情報のセンシティヴィティに関して、時代や社会を超えた明確な判断基準があるとはいい難いが、およそ一般的にみてセンシティヴィティがあるとはいい難い情報を選別することは可能であり、4情報等の情報はこのような類型に該当するものというべきである。
- (3) 変更情報は身分関係の変動等を端的に推知させる情報ではないこと 住基ネットにおいては、婚姻、離婚等の「経歴」自体が変更情報として保 有されることはない。例えば、婚姻により姓が変わった場合であれば、修正 を行ったという単なる外形的事実を示す「住民票の記載の修正を行った旨」 の記載に加え、「職権修正等」、「事由が生じた年月日」のみが「変更履歴」 として記載され、これが都道府県知事に通知、提供されるにすぎず、婚姻、 離婚等の具体的事由が通知されることはない(住基法30条の5第1項、住 基法施行令30条の5、住基法施行規則11条)。そして、その保有期限も 原則として5年に限定されている(住基法30条の5第3項、住基法施行令 30条の6)。

したがって,変更情報は、身分関係の変動を端的に推知させる情報でない ことが明らかであり、変更情報については秘匿の必要性の程度が相当高いな どということはない。

(4) 小括

以上のような本人確認情報の秘匿の必要性の程度も考慮すれば、本人確認情報は、自己情報コントロール権の保護の対象とならないことは明らかである。

4 小括

以上のとおり、自己情報コントロール権も、いまだ権利としての成熟性が認められず、差止請求の根拠となる実体法上の権利であると解することはできない。したがって、自己情報コントロール権が憲法上保障されているプライバシー権の重要な内容になっていると解した上で、自己情報コントロール権が住基ネットによる本人確認情報の利用の差止請求の根拠となり得ると解した原判決には、憲法の解釈の誤りがある。

第2 住基ネットの運用を拒否している被上告人らに住基ネットを運用することが 憲法13条に違反するとした原判決の誤り

1 住基ネットの概要

住基ネットは、全国の市町村において、住民基本台帳事務が電算化されてきたことを踏まえ、コンピュータネットワークを活用することにより、市町村間の住民基本台帳事務の合理化を図るとともに、従来は紙面で市町村から都道府県や国の行政機関等に対して、住民を介して、あるいは介さずに、提供されていた住民票記載情報をオンラインで提供することにより、住民の負担の軽減と行政事務の効率化を図るべく創設された制度である。

住基ネットは、市町村が住民基本台帳制度を運営するという制度の基本的枠組みを変更することなく、全国的に市町村の区域を越えた本人確認ができるような仕組みを付加するものであり、①それぞれの機関が保有している個人情報は、従前どおり分散管理することを予定した地方公共団体共同のシステムであ

って、国等が個人情報を一元的に管理するシステムではないこと、②住基ネットのサーバ上に保有される情報は、本人確認のための氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報、住民票コード及び付随情報(変更情報)のみであること、③国の機関等へのデータ提供は、個別の目的ごとに法律上の根拠が必要であり、かつ、目的外利用を絶対的に禁止していることから、様々な個人情報を一元的に収集・管理することを法律上認めない仕組みとなっている。そして、住基ネットの構築に当たっては、本人確認情報の漏洩や不正利用を防止するため、国際的基準(OECD8原則)を踏まえて、法令上及び技術上の措置として、制度面、技術面及び運用面の様々な観点から、二重、三重に本人確認情報保護措置(本人確認情報の漏洩や、住民票コードを利用したデータマッチング等の不正利用を防止)が講じられている(これらの点は原判決も認めている(原判決59ページ6行目ないし74ページ6行目参照))。なお、住基ネットの仕組みや基本的事項については別紙図AないしDの概略図を参照されたい。

- 2 住基ネット制度には個人情報保護対策の点で無視できない欠陥があるとした 原判決の誤り
 - (1) 住基法中の本人確認情報の保護規定と行政機関個人情報保護法の制度趣旨 に関する原判決の誤り

ア 原判決の判示

原判決は、住基法の規定と行政機関個人情報保護法の規定との適用の優 先関係を考慮せず、行政機関個人情報保護法3条3項によって保有を開始 した利用目的を変更して個人情報を保有することが許容される場合には、 同法8条3項によって保有個人情報の目的外使用を制限する住基法30条 の34の規定が適用されることはないから、住基法の利用目的明示の原則 が形骸化する危険性は高い(原判決78ページ17行目ないし79ページ 20行目)、と判示している。

イ 原判決の誤り

行政機関個人情報保護法は、行政機関における個人情報一般についてそ の取扱いに関する基本的事項を定めるもの (同法1条参照) であるのに対 し、住基法中の本人確認情報の保護規定は、個人情報の中でも住基ネット で取り扱う本人確認情報についてその保護規定を講ずるために特に設けら れたものであって、両者は一般法と特別法の関係に立つのである。したが って、本人確認情報については、住基法の本人確認情報の保護規定が当然 に優先して適用されるべきものであり、原判決の(ア)の判示が誤りである ことは明らかである。そして,行政機関個人情報保護法8条3項は,他の 法令の規定により個人情報の利用・提供が制限されている場合、同条2項 がこれに反して利用・提供の権限を与えるものではないという当然の理を 確認した規定にすぎず、当該規定があって初めて個人情報の利用・提供を 制限する他の法令の規定が優先的に適用されるという、創設的な効果を有 する規定ではない。したがって、同法3条3項について、8条3項のよう な調整規定が置かれていないことを理由にして、特別法の関係にあり、し かもより厳格な個人情報保護措置を講じた住基法の本人確認情報の保護規 定の適用が排除されると解することは、根拠がなく、行政機関個人情報保 護法の趣旨にも反するものといわなければならない。

以上のとおり、住基法中の本人確認情報の保護規定と行政機関個人情報 保護法の制度趣旨に関する原判決の判示は失当である。

(2) 行政機関全体が保有する多くの部分の重要な個人情報が集積され、利用される可能性について

ア 原判決の判示

原判決は、行政機関においては目的外利用が可能な場合もあるが、それ らの外延が明らかであるとはいえず、その外延目的情報については複数の 行政機関の間で関連性が競合することがあることも十分予想される。そう であれば、現在の住基ネットのシステムの上では一元化の主体機関は存在 しないことから、個人情報の完全な一元化までの具体的危険があるとはい えないにしても、各行政機関の間でデータマッチングが進められ、行政機 関が個別に保有する個人情報の範囲が拡大して、少数の行政機関によって、 行政機関全体が保有する多くの部分の重要な個人情報が結合・集積され、 利用されていく可能性は決して小さくないといえると判示する(原判決8 2ページ3行目ないし11行目)。

イ 原判決の誤り

指定情報処理機関は国の機関等に対して住基法で定めるところにより本 人確認情報の提供を行うことができるが、住基法30条の34において認 められた範囲を超えて国の機関等と他の国の機関等との間で住民票コード を利用したデータマッチングをすることは、同法同条に違反する行為にほ かならない。したがって、結局、原判決のいうような「少数の行政機関に よって、行政機関全体が保有する多くの部分の重要な個人情報が結合・集 積され、利用されていく」事態が生じるのは、個々の国の機関等が住基法 別表の事務処理を行うために管理している個人情報について,これらを扱 う公務員が、法令上の根拠もないのにあえてこれを他の国の機関等に提供 し、当該機関等がこれを集約管理した上で、同法30条の34等に違反し て本人確認情報を利用して名寄せやデータマッチングを行うような場合に 限られるのである。しかし、本人確認情報の提供が認められている事務2 93事務(平成18年5月15日現在)における保有情報を一元的に管理 する国の機関や主体は、存在しない。本人確認情報を記録、保有する指定 情報処理機関も、住基法別表で定める国の機関等に対し、その求めに応じ て本人確認情報を提供することは予定されているものの(住基法30条の 10), 指定情報処理機関には、国の機関等からその保有する本人確認情 報以外の住民に関する情報を収集し、これを管理する権限は付与されてお らず、国の機関等もそのような情報を指定情報処理機関に対し提供する権 限や義務は認められていない。したがって、指定情報処理機関において、 国の機関等が保有する情報を結合することは不可能である。そして、本人 確認情報の提供について、その対象となる事務が法改正により追加される としても、法定された事務を遂行する範囲を超えた利用を禁止する諸規定 が改正されたわけではないから、対象事務の拡大によって、データマッチ ングの具体的危険が認められることにはならないというべきである。

(3) 目的外利用を監視する第三者機関が置かれていないことが制度の不備であるとする原判決の誤り

ア 原判決の判示

原判決は、公権力を行使する行政機関による個人情報の取扱いに対する 監視機関は、行政から独立した第三者機関であってはじめて実効性のある 監督機能が果たせるといえるが、住基ネットの運用に関して提供された情報の目的外利用を中立的な立場から監視する第三者機関は置かれていない などと判示し、これを制度の不備と断言する(原判決82ページ12行目 ないし16行目)。

イ 原判決の誤り

各行政機関が保有する個人情報ファイルについては、その利用目的、記録される個人情報、提供先等につき総務省に通知することとされており (行政機関個人情報保護法10条1項)、また、個人情報ファイルを保有する行政機関が、その保有する個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととされる(同法11条)など、法律上、行政機関の保有する個人情報の透明性は確保されている。

一方,住基法30条の9第1項は,「都道府県に,第30条の5第1項 の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会を置く」と定 めている。この審議会は,「この法律の規定によりその権限に属させられ た事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ当該都道府県における第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる」ものとされている(同法30条の9第2項)。したがって、この審議会は、当該都道府県における本人確認情報の取扱い等について調査審議を行うことができる機関であり、管理及び運営面において、住民の本人確認情報を保護する役割を果たしているのである。

また、同法30条の15第1項は、「指定情報処理機関には、本人確認情報保護委員会を置かなければならない」と定め、この委員会は、「指定情報処理機関の代表者の諮問に応じ、第30条の11第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を指定情報処理機関の代表者に述べることができる」と定められ(同法30条の15第2項)、上記審議会と同様、管理及び運営面において、住民の本人確認情報を保護する役割を果たしている。

さらに、セキュリティ基準第6-8(1)-ウ及び工は、都道府県知事は、本人確認情報の提供先である国の機関等における本人確認情報の管理状況について報告を求め、適切に管理するよう要請することができ、市町村長も、都道府県知事を経由して上記のような報告等を要請することができると定めており、これらの点においても、国の機関等が本人確認情報を不適切に扱うことを防止する制度的な担保がされている。

上記「本人確認情報の保護に関する審議会」及び「本人確認情報保護委員会」については、別件名古屋高等裁判所金沢支部平成18年12月11日判決(平成17年(ネ)第154号事件)においても、これらを設置する旨の規定があることを指摘して、「住基法が行政機関による個人情報の目的外利用禁止の制度的担保を設けていないということはできない」と正当に判示されているところである。

原判決の判示は、以上のとおり、住基ネットでは、本人確認情報について、法令の定める事務の遂行に必要な範囲を超えて利用することのないよう二重、三重に本人確認情報保護措置が講じられていることを看過したものである。

(4) 住民が本人確認情報の利用状況を把握することが困難になっているとする 原判決の誤り

ア 原判決の判示

原判決は、本人確認情報を利用できる事務は現在 2-7 5 事務にまで拡大され、法律及び条例の制定、改正によって今後さらに拡大することが予想されるが、そうなれば、住民が実際上本人確認情報の利用対象事務を把握することは困難となり、本人の同意や利用をめぐる異議申立ての機会は保障されないに等しく、また、本人確認情報がいかなる機関に提供されたか、それ以外の情報を都道府県や国、指定情報処理機関が保有していないかどうかといった重要な点について、本人において確認することが事実上不可能な状態にあるといえると判示する(原判決 7 9ページ1 行目ないし8 0ページ1 4 行目)。

イ 原判決の誤り

住基ネットを利用した本人確認情報の国の機関等への提供を認める事務は、法律又は条例において明確に定められるのであり、これらは当然のことながら、国会又は地方公共団体の議会において、国民ないし住民の意思に基づいて制定されるものである。その規定の仕方も、住基法上は別表において限定列挙されており、条例において定める場合も同様の形で規定されていて、一覧性が確保されている。その上、住基法別表第一の国の機関等に係る本人確認情報の提供の状況については、指定情報処理機関が、毎年少なくとも1回、官報において公示していること(住基法30条の11第6項参照。平成18年については、平成18年号外第196号)などか

らしても,住民は,本人確認情報を利用できる事務を十分把握し得るもの である。

また、都道府県知事は、自己に係る本人確認情報の提供又は利用の状況に関する情報の開示請求に適切に対応するため、個人ごとの本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報を必要な期間保存することとされており(セキュリティ基準第6-8-(5))、住民は、住基法30条の37に基づき、都道府県サーバ及び全国サーバに保存されている自己に係る本人確認情報の開示を請求することができる。その上、住民は、個人情報保護条例に基づき、①本人確認情報を提供した住民の住民票コード、②本人確認情報を提供した住民の氏名、生年月日、性別及び住所、③提供先及び検索元、④提供年月日、⑤利用目的について開示請求を行うこともできるのである(住民基本台帳事務処理要領第6-5-(3)・(注))。

(注) 第6-5-(3)

都道府県知事は、それぞれの個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示請求として、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)第6-8-(5)の本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報の開示請求を行う者に対し、それぞれの個人情報保護条例に基づき開示を行うことが適当である。この場合において、都道府県知事は、法第30条の8第1項第3号の規定により、本人の同意を得たうえで、開示請求を行う者の本人確認情報(住民票コードの記載の修正があった場合における記載の修正前に記載されていた住民票コードを含む。)を利用して差し支えない。

したがって、住民が、自己の本人確認情報の利用状況を知るための法制 度が整備されていないとする原判決の判示は、明らかに誤っている。

(5)本人確認情報の民間利用禁止の実効性を疑問視する原判決の誤り

アー原判決の判示

原判決は、住民が第三者に住民票コードを告げれば住民票コードは第三者の知るところとなること、住民票コードの民間における利用は禁止されているが(住基法30条の43第3項)、これを担保する制度が存在しな

いことから、住民票コードの民間利用禁止の実効性は、現実には非常に疑わしいと判示する(原判決80ページ15行目ないし同ページ末行)。

イ 原判決の誤り

住基法上、第三者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求ができる対象 から住民票コードは除かれており(住基法11条1項),また,第三者は 他人の住民票コードのついた住民票の写しの交付を求めることはできない (住基法12条2項参照)。そして,住基法30条の43第1項及び2項 は、民間の被上告人が住民本人に対し、住民票コードの告知を要求するこ とを禁止しているから、このようなことが通常行われるとは考えられない。 し、住民本人が自己の個人情報である住民票コードをあえて民間の被上告 人に自発的に告知することも考えにくい。仮に,住民本人が民間の被上告 人から住民票コードの告知を要求されたとしても,法律上これを拒否する ことができるし、何らかの理由で住民本人が民間の被上告人に住民票コー ドを告知してしまったとしても、住民票コードは、住民の申請によりいつ でも変更することができるのである(住基法30条の3)。その上、民間 の被上告人が住民票コードの記録されたデータベースを業として構成する ことは禁止されており(同条3項)、これに違反する行為をした者に対し ては、都道府県知事は中止の勧告及び命令をすることができ(同条4,5 項)、命令に違反した者には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科 されることとなっている(同法44条)。

このように、第三者が、他人の住民票コードを知ることは極めて困難であり、住民は、仮にこれが第三者に知られてしまったとしても、その変更が可能である上、違反行為に対する罰則も設けられ、厳格な利用規制が行われているのであるから、住民票コードが本人の予期しない範囲で民間業者に保有され、利用される具体的危険があるとは到底いえないことは明らかである。

(6) 平成15年に明るみに出た自衛官の募集に関する事案に関する原判決の判示 (原判決82ページ18行目ないし83ページ11行目) について

自衛官募集に関する情報の収集は、住基法ではなく、自衛隊法117条及 び同法施行令120条に基づいて行われるものであって、住基ネットから自 衛官の募集のための情報が提供されることはない。

前記のとおり、住基ネットでは、本人確認情報保護措置として極めて厳格な措置が講じられている上、各団体においては、職員のプライバシーに対する意識を高めるために繰り返し研修等も実施されているところであるから、過去の自衛官募集に関する事案を持ち出して、現在において、住基ネットの本人確認情報が国の機関等によって集積、結合され、利用される危険性が具体的に存在することの根拠とすることはできない。

(7) 住民票コードを用いた名寄せの危険性に関する原判決の誤り

ア 原判決の判示

原判決は、市町村等は、条例によって、住基カードを様々な目的に使用することができるが、住民が住基カードを使ってそれらのサービスを受けた場合には、その記録が行政機関のコンピュータに残り、それらの記録を住民票コードで名寄せすることも可能であり、また、現在のところ、住基カードに関する技術的基準(総務省告示第392号第5、3(2)・乙第15号証)では、条例利用アプリケーションに係るシステムへアクセスするための利用者番号に住民票コードを使用しないことが定められているが、総務省は、告示の改正によりいつでもこれを改めることができると判示する(原判決83ページ12行目ないし84ページ1行目)。

イ 原判決の誤り

(7) しかしながら、住基カードは、その内部構造及びそのセキュリティ対 策上住基カード内に記録された情報が行政機関のコンピュータに残るよ うなシステムとはなっていないのであり(住基カードに関する技術的基 準第2の2),このことは証拠(乙第12,第13号証)から明らかである。すなわち、住基カードの内部構造は「住基ネットのエリア」と「独自利用のエリア」に分かれており、住基ネットのエリアには、住基ネットのアプリケーションのみが格納されており、このエリアには相互認証を行った上でないとアクセスができないことになっており、住民票コードは、このエリアに格納されている。他方、独自利用エリアには、印鑑証明や施設利用等、市町村が独自に住基カードを利用するためのアプリケーションが格納され、公的個人認証の電子証明書もこのエリアに格納される。

そして、住基カードの住基ネットエリアに格納された住民票コードにアクセスするには、認証を経ることが必要であるが、市町村の独自利用によるサービスを提供する機関は、当該認証権限を付与されていない。独自利用によるサービス提供機関は、住民票コードが存在しないエリアを利用してサービスを提供するのであり、その記録には、サービスを享受した住民の住民票コードが残るということはあり得ないのであって、それらのデータをもって名寄せされる危険性も存在しない。

(4) また、原判決は、住基カード利用によるデータマッチングの危険性に関して、「住基カードに関する技術的基準(総務省告示第392号第5、3(2)・乙第15号証)では、条例利用アプリケーションに係るシステムへアクセスするための利用者番号に住民票コードを使用しないことが定められているが、総務省は、告示の改正によっていつでもこれを改めることができる。」とも判示する(原判決83ページ23行目ないし84ページ1行目)。

しかしながら、住民票コードの利用拡大は、住民基本台帳法の30条の42,30条の43等において厳しく抑制されており、上記告示はこうした住基法の趣旨を踏まえて定められたものである(住基法30条4

4第4項,住基法施行規則46条参照)。したがって,住基カードの独 自利用領域において住民票コードの利用を可能にすることは,この住基 法の趣旨に明らかに反するものであり,法律の趣旨に適合する告示が法 律に反するのものに改正されることはおよそ考え難い。

なお、住基カードの仕組みからしても、告示の改正がなされない限り、 市町村の独自利用サービスを受けた記録に住民票コードが付加される可 能性は全くない(乙第12,第13号証)。

3 小括

以上のとおり、「行政機関において、住民個々人の個人情報が住民票コードを付されて集積され、それがデータマッチングや名寄せされ、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険」(原判決84ページ3行目ないし6行目)が、抽象的な域を超えて具体的な域に達しているとは到底認められない。

なお、長谷部教授も、現行法制度を前提とする限り、住民基本台帳ネットワークの運用を通じて、行政機関により住民票コードをマスターキーとするデータマッチングが行われ、住民のプライバシーが侵害される具体的な危険が生じているとはいいがたいと述べ(長谷部意見書5、6ページ)、さらに、堀部教授も、「平成11年住民基本台帳法改正法においては、個人情報保護の観点から現行の法制度の枠内で可能な限りの対応策が盛り込まれた。同法の立案に当たっては、国際的な水準に対応した個人情報保護対策を内包するシステムを構築すべく、十分な検討が行われたところである。(中略)以上見てきたように、住民基本台帳ネットワークシステムについては、住民基本台帳法に基づき、国際的なスタンダードに対応した個人情報保護措置が講じられていると評価することができる。」(堀部意見書1、7ページ)と述べているところである。

したがって、住基ネット制度には個人情報保護対策の点で無視できない欠陥 があり、明示的に住基ネットの運用を拒否している被上告人らについて住基ネ ットを運用する(改正法を適用する)ことは、被上告人らに保障されているプライバシー権(自己情報コントロール権)を侵害するものであり、憲法13条に違反するとした原判決には、憲法の解釈に誤りがある。

第3 結語

以上のとおり、原判決には、憲法の解釈に誤りがあるから(民事訴訟法31 2条1項)、原判決は、速やかに破棄されるべきである。

略語一覧

【法令・通達等】

住基法 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)

改正法 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成

11年法律第133号)

住基法施行令 住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第2

9 2 号)

セキュリティ基準 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク

の送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及び

その保存の方法に関する技術的基準(平成14

年総務省告示334号、391号、601号。

乙第2号証の1ないし3、乙第46号証の3)

行政機関個人情報保護法 行政機関の保有する個人情報の保護に関する

法律(平成15年法律第58号)

OECD8原則 OECDにおいて1980年に採択された「プ

ライバシー保護と個人データの国際流通につい

てのガイドラインに関する理事会勧告」中で定

められた8原則

【住民基本台帳ネットワークシステムに関する用語】

住基ネット 住民基本台帳ネットワークシステム (セキュ

リティ基準第1-1参照。なお、既存住基シス

テムと区別されるべき概念として住基ネットに

言及する場合には、「住基ネット本体」という。

用語を用いることもある。)

住基カード

4 情報

住民基本台帳カード(住基法30条の44) 住民基本台帳に記載された氏名,出生の年月 日,男女の別及び住所の4情報(住基法7条1 ないし3号,7号)

国の機関等

住基法別表第1の上欄に掲げる国の機関又は 法人

受領者

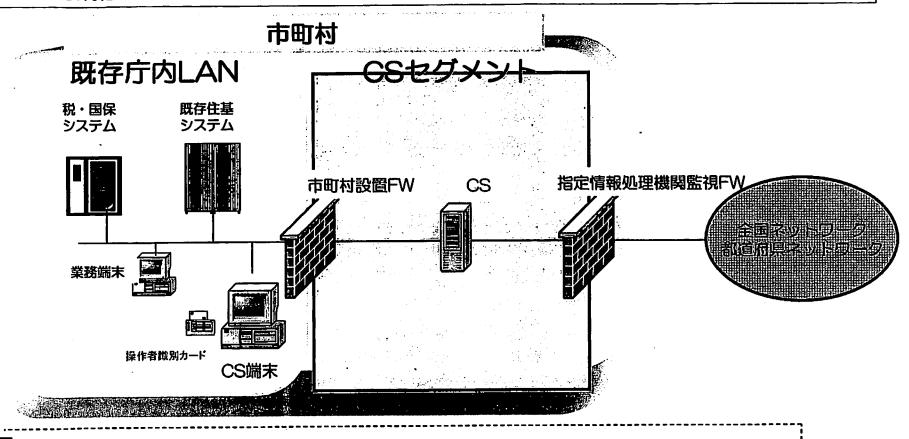
住基法別表の事務を行うため本人確認情報を 受領した者(住基法30条の33第1項参照)

指定情報処理機関

総務大臣が住基法30条の10第1項に基づ き指定する者

A 市町村における住基ネットの概要

CSと既存庁内LAN及び住基ネットとの通信はFWにより制御されている。



R. :既存構成 例 :新規構成

既存住基システム

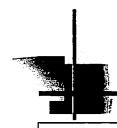
各市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータ

CS (コミュニケーションサーバ)

既存住基システムと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータ

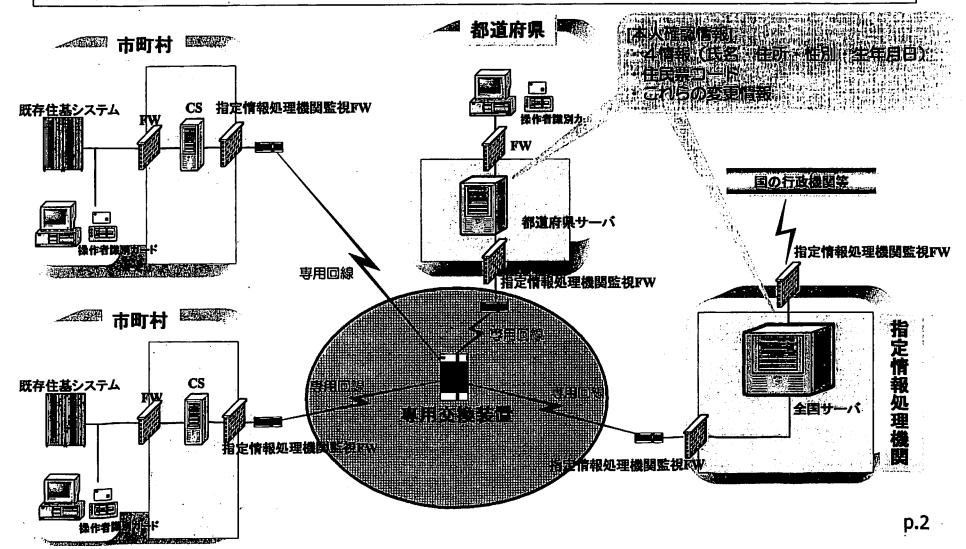
FW (ファイアウォール)

不正侵入を防止するコンピュータ



B-1 本人確認情報の 所在

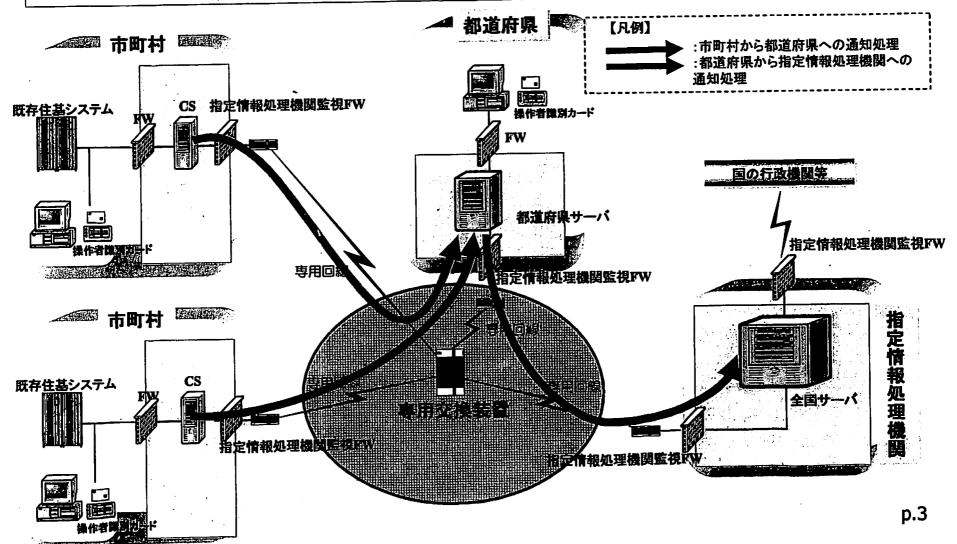
CSには自市町村の住民に係る本人確認情報、都道府県サーバには自都道府県の住民に係る本人確認情報、全国サーバには全国民の本人確認情報がそれぞれ保存されている。





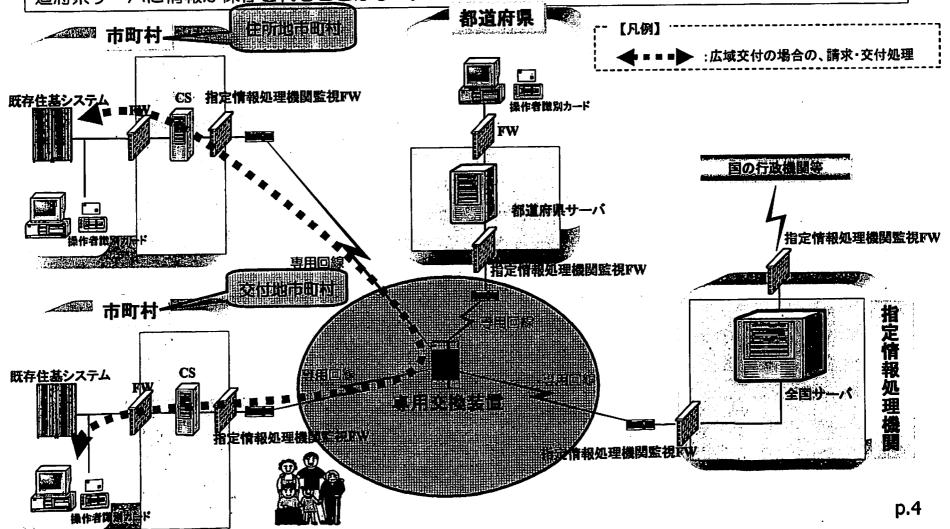
B-2 本人確認情報の通知イメージ

CSに新規に登録された本人確認情報は、都道府県サーバに通知され、都道府県サーバから全国サーバに通知される。更新時も同様な方法で通知、更新処理が行われる。



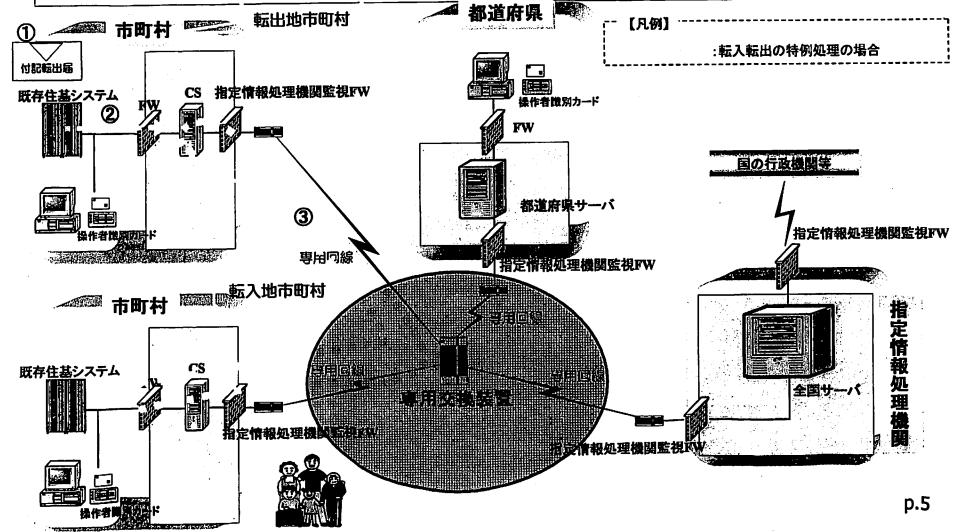
B-3 住民票の写しの広域交付イメージ

一人域交付では、本人確認情報以外の情報が専用回線を通じて送信されることとなるが、交付地市町村のCSと住所地市町村のCS(及び既存住基システム)の間のみで通信されるため、異なる都道府県における市町村間で行う場合においても、全国サーバや都道府県サーバに情報が保存されることはない。



B-4 転入転出の特例処理のイメージ

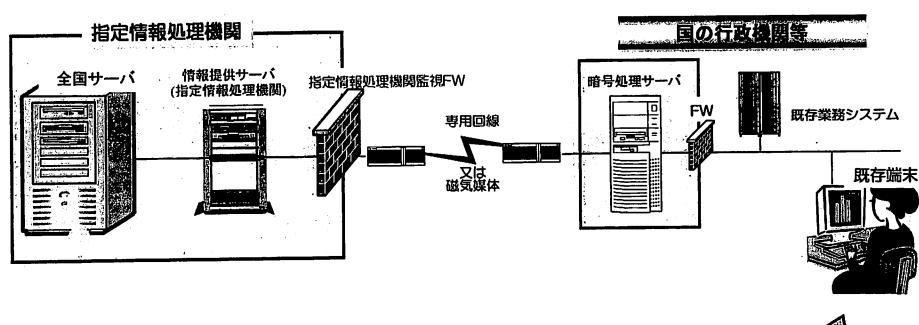
転入転出の特例処理では、本人確認情報以外の情報が専用回線を通じて送信されることとなるが、 転入地市町村と転出地市町村のCS(及び既存住基システム)の間のみで通信されるため、異なる都道 府県における市町村間で行う場合においても、全国サーバや都道府県サーバを経由せず、全国サーバ や都道府県サーバに情報が保存されることはない。





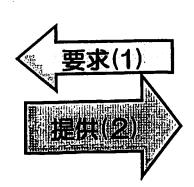
C-1 本人確認情報の行政機関への提供イメージ

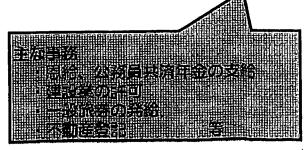
指定情報処理機関は、住基法に規定する国の行政機関等に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供する(利用目的も住基法で限定)。



[本人確認情報]

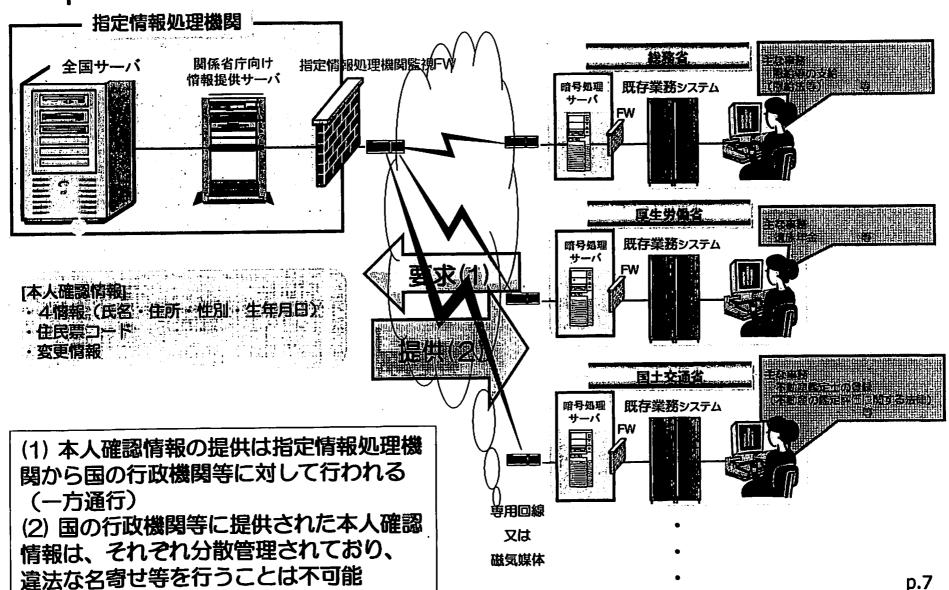
- 4情報《氏名·住所·性》》。生年月回》
- ・住民類カート
- · 公事情報







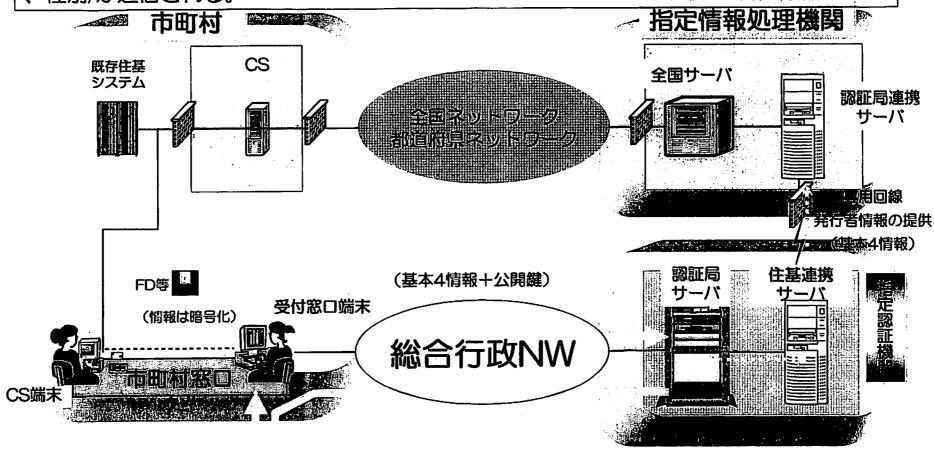
C-2 本人確認情報の行政機関への提供イメージ



D-1 電子証明書交付における公的個人認証サービスの利用イメージ

(発行)

(大端末から受付窓口端末を経由して指定認証機関に基本4情報(氏名、住所、生年月日性別)が送信される。





D-2 電子証明書交付における公的個人認証サービスの利用イメージ (異動等による失効)

CSから全国サーバに通知した異動情報を元に指定認証機関に異動等情報が通知される。

